

建設発生土の取扱いの見直しについて（お知らせ）

令和5年9月
下 関 市

建設発生土については、現場内流用や工事間流用により有効活用し、やむを得ず残土が発生する場合は任意処分を行っています。

この度、関係法令の改正等に基づき、建設発生土における適正処分に向けた取組の徹底を図るため、本市が発注する工事においても、建設発生土の取扱いについて見直しを行いますので、お知らせします。

1 適用基準

「建設発生土の取扱いについて」（山口県土木建築部）を準用します。

2 概要

◎処分方法・・・原則、指定処分とします。

- ①公共残土処理場または準公共残土処理場
- ②発注者が指定する受入地
- ③登録済みの民間残土処理場
- ④未登録の民間残土処理場

※処分方法の検討順序は、①→②→③→④を基本とします。

④の場合、従来通り、『残土処分に関する届』（新様式）を提出して、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とできます。

3 適用日

令和5年10月1日以降に入札公告する工事から適用します。

4 その他

※『残土処分に関する届』を提出する際には、必ず【別紙】「②施設に関する同意」について同意・不同意のチェックをお願いします。